

第三十四回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 二 号

昭和三十五年二月二十六日(金曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 大平 正芳君

理事 日井 莊一君 理事 簡牛 九夫君

理事 高見 三郎君 理事 西村 力弥君

理事 長谷川 保君

坂田 道太君 竹下 登君

田村 元君 松永 東君

八木 徹雄君 勝間田清一君

金丸 徳重君 山崎 始男君

本島百合子君

出席國務大臣

文 部 大 臣 松田竹千代君

出席政府委員

人事院事務官 瀧本 忠男君

(給与局長) 文部政務次官 宮澤 喜一君

文部事務官 安嶋 彌君

(大臣官房會計課長) 文部事務官 内藤三郎君

(初等中等教育局長) 文部事務官 岡田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

文部事務官 員外事務局長 松田 孝平君

同日

委員河野密君辭任につき、その補欠として高田富之君が議長の指名で委員に選任された。

委員鈴木一君辭任につき、その補欠として本島百合子君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十四日

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

學校教育に関する件

文化財保護に関する件

○大平委員長 これより會議を開きます。

まず、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題とし、その趣旨説明を聴取いたします。松田文部大臣。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する定時制の課程」の下に「(以下「定時制の課程」という。)を加える。

第八条中「第四条」の下に「及び第七条」を加え、同条を第十条とし、第七条を削り、第六條の見出し中「私立学校」の下に「の設備」を加え、同条を第九条とし、第五條の見出し中「公立学校」の下に「の設備」を加え、同条を第八条とし、第四條の次に次の三條を加える。

(国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当)

第五条 国立の高等学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行なうものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。)及び教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び政令で定める実習助手に限る。以下同じ。)には、その者の俸給月額に百分の七(俸給の特別調整額を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、百分の五をこえない範囲内において文部大臣がそれぞれ定める割合)を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

2 前項の定時制通信教育手当に關し必要な事項は、文部大臣が定める。

この場合においては、文部大臣は、人事院の意見を聞かなければならない。

(公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当)

第六条 公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当は、前條の規定による国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当を基準として定めるものとする。

(定時制通信教育手当についての国の補助)

第七条 国は、毎年度、地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員に対して支給する定時制通信教育手当に要する経費(当該地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員に対し、その者の給料の月額に百分の七(管理職手当を受ける者にあつては、職務の複雑、困難及び責任の度合においてその者に対応する国立の高等学校の校長及び教員のうち俸給の特別調整額を受ける者)について、第五條第一項の規定により文部大臣が定める割合)を乗じて得た額をこえる額の定時制通信教育手当を支給する場合にあつては、そのこえる部分に係る経費を除く。)の三分の一を、当該地方公共団体に對し、予算の範囲内において補助することができる。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行に伴い地方公共団体が公立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当に關する條例を制定するにあつては、当該地方公共団体は、当該條例の施行により、当該條例の規定による定時制通信教育手当を受けるべき者について、その者が受けるべき当該手当の月額が当該手当に相當するその者が現に受けている給与の月額に達しないこととなるときは、当該手当を受けるべき者について不利益の結果が生じないよう必要な経過措置を当該條例において定めなければならない。

(他の法律の一部改正)

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四條第二項中「薪炭手当」の下に、「定時制通信教育手当」を加える。

4 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「給与」の下に、「定時制通信教育手当」を加える。

5 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「薪炭手当」の下に、「定時制通信教育手当」を加える。

二月二十五日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

二月二十五日

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

委員高田富之君辭任につき、その補欠として河野密君が議長の名で委員に選任された。

理由

高等学校で定時制の課程を置くもの又は通信教育を行なうものの校長及び教員の職務の複雑困難性にかんがみ、これらの校長及び教員に対し定時制通信教育手当を支給するため措置を講じ、もつて高等学校の定時制教育及び通信教育の振興を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松田国務大臣 このたび政府から提出いたしました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略について御説明申し上げます。

高等学校の定時制教育及び通信教育は、働きながら学ぶ青年に対し、教育の機会均等を保障する目的をもつて戦後制度化されたものでありまして、勤労青年の基礎学力や職業技術その他の資質の向上に重大な役割を果たすものとして、都市、農村を問わず、各方面から広く支持されてきたものであります。その後、各般の困難にもかかわらず、関係者の非常な努力によりまして、発足十余年を経過しました今日、ようやくその基礎が固まってきたものであります。政府といたしましては、これら教育の振興につきましては特に意を用い、施設、設備の整備等についてできる限りの努力をいたしてきたのであります。この際、一そうの充実強化をはかるためには、施設、設備の整備を一段と強化するとともに、その教育に直接従事する校長及び教員の待遇

につき特別の措置を講じて、優秀な人材を確保することが特に必要であると信ずるのであります。

御承知のように、定時制教育には、夜間に授業を行なうものと昼間に授業を行なうものがありますが、夜間に授業を行なうものにおきましては、夜間勤務に伴う過労や病氣など健康上の障害のほか、家庭生活上の不便も多いためあります。また、昼間に授業を行なうものにおきましても、学校は辺地などにおける地域の中心的教育施設としての特色と使命を有し、単に校内指導にとどまることなく、家庭実習、現場実習などの校外指導にも重点を置かなければならず、勤務量の負担がきわめて大きい実情であります。

また、通信教育は、通信手段という新しい方法を用いて教育する特色のある制度であります。その教育には、添削指導、日曜日などの休業日における面接指導、辺地などの遠隔地における巡回指導もあわせ行なう必要があり、その勤務は容易ならぬものがあるものであります。さらに、定時制教育、通信教育を通じて、勤労と学習を同時に遂行する生徒を対象とするため、生徒の学習や生活の指導には種々の困難を伴う現状であります。

以上申し述べました実情にかんがみ、これらの教育に携わる校長及び教員に対し、その労に報いて専心その職務に精励できるようにするとともに、優秀な人材をこの方面に誘致し、確保し、もつて定時制教育および通信教育を振興するため、このたび定時制通信教育手当を支給する措置を講じようとするものであります。

次に、この手当の支給に要する経費について、当該地方公共団体に対し国庫補助をすることができるといたしました。一部の都道府県におきましては、従来これに相当する手当を支給しているところもありますが、その額並びに範囲につきましては、はなはだ不十分のきらいがあります。この際この手当について国庫補助の規定を設けることとしたのは、わが国全体としての定時制教育及び通信教育の振興を期するために、すべての都道府県において必要な額の定時制通信教育手当が支給できるようにするためであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○大平委員長 ただいまの趣旨説明に對し、補足説明を聴取いたします。内務府委員。

○内務府委員 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案の提案理由について、ただいま文部大臣から説明がありました。私から補足して御説明申し上げます。

最初に高等学校の定時制教育及び通信教育の現状について申し上げます。昭和三十四年におきまして、定時制の課程を置いております高等学校は、分校を含めまして全国で約三千校に及んでおり、約五十四万人の生徒がこの課程で学んでおります。通信教育を行なっております高等学校は七十校で、約六万人の生徒がこれによる教育を受けております。この法律案は、国立及び公立の高等学校において、これらの教育に従事する約二万四千人の校長、教員

に對し、定時制通信教育手当を支給しようとするものであります。

まず、第五条は国立の高等学校の校長及び教員に支給します定時制通信教育手当に関する規定であります。支給範囲を、定時制の課程を置く高等学校または通信教育を行なっている高等学校の校長と、これらの学校において本務として定時制教育または通信教育に従事している教員といたしております。この法律案において教員と申しますのは、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び常勤の講師と、政令による一定の範囲の実習助手とを考慮しております。

支給率は七％といたしておりますが、現在校長にはいわゆる管理職手当を支給しており、また教頭及び主事につきましても、米年度からそれを支給することといたしておりますので、これらの管理職手当を受けます者については、給与の均衡を考慮しつつ、職務の複雑、困難及び責任の度合に應じて併給することとし、その支給率は管理職手当とあわせて、一〇％または一二％になるよう文部省令で定める予定にいたしております。

第六条は、この国立の高等学校の校長および教員の定時制通信教育手当を基準として、公立の高等学校の校長及び教員に對し、定時制通信教育手当を支給すべき旨の規定でありまして、支給範囲、支給率及び支給方法等につき国のそれを基準とする旨を規定するものであります。

第七条は、都道府県及び市等が公立高等学校の校長及び教員にこの手当を支給いたします経費について、三分の一の国庫補助を行なうための規定であ

ります。ただし、補助の対象となりませんのは、実支出額ではありましても、国の支給率と同率のものまでを限度といたしております。このための経費といたしまして、昭和三十五年度予算案においては約一億七千万円を計上しております。

次に、附則であります。第一項でこの法律の施行期日を昭和三十五年四月一日からといたしております。

附則第二項は、道府県の一部において、従来からこれらの校長及び教員の勤務の特殊性、困難性に着目し、特殊勤務手当その他の名称により一定率または一定額の手当を支給しているものがあるものであります。名称のいかんを問わず、定時制通信教育手当に相当いたしますような手当を受けております者について、この手当の月額が従来の手当の月額より低額とならないよう、従来の額につき保障するための規定であります。

以上がこの法律案の内容の要点であります。何とぞ、十分御審議の上御賛成下さるようお願い申し上げます。

○大平委員長 次に、去る二十四日の文教行政に関する文部大臣の発言に對する補足説明を聴取いたします。安嶋會計課長。

○安嶋政府委員 お手元にお配りしてあります三十五年度の文部省所管予算案の重要事項について、簡単に御説明を申し上げます。

第一は、義務教育の改善充実でございます。その一は、義務教育費国庫負担金でございます。義務教育費国庫負担金は、前年度に比しまして八十八億二千万円の増額になっております。

が、その主たる増額は給与費の増でございまして、給与費につきましては、前年度に比べて八十七億余ふえておるわけでございますが、この前年度予算額には三十三年度の精算分が含まれておりますので、これを差し引いた前年度の当初予算と比較いたしますと、百二十五億円の増となっております。これからその百二十五億円の増の内容について簡単に申し上げたいと存じます。

第一は、児童生徒の自然増減による教職員の増でございます。これが千一百一名予定されております。御承知の通り、小中学校の児童生徒数の自然増減がかなり大幅にございまして、小学校におきましては児童の数が七十七万二千人減少いたします。中学校におきましては生徒の数が七十一万三千人増加いたします。これに従いまして、小学校では教職員の自然減が一万四千八人、中学校におきましては教員の自然増が一万五千八人ございまして、差し引一千一百一名の増となるわけでござい

ます。次は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の実施に伴う増でございます。これは小学校分についてのみ予定されております。四千八百二十名がその人員でございまして、学級規模の適正化に伴う部分が三千七百四十六名、定数充足に伴う部分が千七百七十四名でござい

ます。次は昇給による増でございます。二十六億円を計上いたしておりますが、三十三年度の決算単価を基礎にいたしまして、必要な昇給財源を計上いたしております。

次は、人事院勧告の実施に伴う増でございます。これが三十四億円でございまして、中身はいわゆる中だるみ是正と夏季手当〇・一カ月分の増額に伴う増でございます。

次は、教頭の管理職手当、教頭に対して本俸の七〇％の管理職手当を支給することを予定いたしました、その関係の国庫負担金でございます。

次は恩給費の増でございます。これは支給人員の増等に伴う増でございます。その次の僻地手当の改善策は、今年度から僻地手当の定率を引き上げになりますとともに、僻地の指定基準が昨年の夏改訂されております。それに伴う増。それから、昨年の九月から多学年学級担当手当というものが創設されておりますが、それに伴う増が約二億円ということになっておるわけでござい

ます。それから、既定予算規模の是正と申しますのは、三十四年度の予算と実績とのずれでございます。この事項は予算の積算の技術的な点からこういう数字を計上したわけでございます。

次は、三十四年度の不足見込み額の補てんでございまして、これは、例年でございます。本年の秋あるいは来春等において補正予算として計上するわけでございまして、本年度は特に当初予算にその見込額を計上したということでございます。

次は、教材費でございます。この単価は従前と全く同様でございます。金額において三千八百万円増加いたしておりますが、これは、単価の安い小中学校の児童が減りまして、単価の高い

中学校の生徒がふえたことに伴う増でございます。

二は公立文庫施設の整備でございます。前年度に比しまして約十一億円の増となっております。

イは義務制諸学校施設の整備でございます。これは、公立文庫施設整備五年計画の第二次というところで全体の予算を積算いたしておりますが、実績に即しますように多少事項によりましては繰急をつけておる次第でございます。単価、構造比率等は前年度と全く同じでございます。

まず、校舎につきましては、重点をいたしまして、中学校の生徒の急増対策に相当額を増額いたしております。前年度に比しまして約二十億円の増額をいたしております。それから、小学校の校舎でございますがこれは団地等の人口の部分的な集中、いわゆる社会増対策がその趣旨でございます。

屋内運動場につきましては、特に前年度とその積算の原価において変わる点がございせん。

それから僻地集会所も前年とほぼ同様の考え方方で積算をいたしております。学校統合でございますが、これは、従来の経費事業のほかに、新規に二万三千坪の統合計画が可能になるように予算を計上いたしております。

次は危険校舎でございます。これは、先ほど申し上げました中学校の急増対策の関係もございまして、全体の事業量が減少すること、つまり、中学校校舎の増築に伴いまして危険校舎の改築の事業が多少減少するというところも見込まれますので、このところは多少ペースをゆるめております。

それから、特殊教育の建物でございますが、これは、後ほど申し上げますが、特殊教育の拡充等をも考慮いたしまして、前年度に比しまして金額的に二千五百万円の増といたしております。

次に、ロといたしまして非義務制諸学校の施設整備でございます。幼稚園、定時制高等学校等につきましては、これは前年と同額でございます。それから高等学校の危険校舎の改築でございますが、金額的には二千万円の増額となっております。

次は社会教育施設でございます。公民館等の整備が中心でございますが、予算額といたしましては、前年に比して二・五倍というふうに飛躍的な増額となっております。

次の三は公立文庫施設の災害復旧費でございます。十二億円余を計上いたしております。個々の前年度予算額は実は第二次補正までの予算額でございます。御承知の第三次補正におきましては一億一千五百万円がさらに追加計上になっておる次第でございます。

第二は特殊教育の振興でございます。その一は公立養護学校の教育費国庫負担金でございます。これは義務教育国庫負担金の積算の仕方と全く同様でございます。給与費につきましては、明年度そこに書いてございまして、新たに新設十一校、これに伴う教職員の増百九十一名を予定いたしまして、この給与費を計上いたしております。教材費の単価等はこれまた義務教育と同じように前年通り据え置かれております。

その次は養護学校等の施設を推進するための講習会等に要する経費でございます。いまして、現職教員のために講習会を開催する。それから学習指導要領につきましては特別なものが要になるわけでございますが、それを新たに編集する、それに伴いまして必要な教科書を編集する、教師の指導書を作成する、そういう関係の経費でございます。精神薄弱児につきましては総合的な教科書を考える、肢体不自由児、病弱児につきましては体育にだけ特別なものを考えまして、その他は一般のものを考えるという計画でございます。

次は養護学校及び特殊学級設備の整備でございます。その第一は特殊学級の設備費の補助でございます。一般の特殊学級といたしましては二百五十学級に対する補助を予定いたしております。職業関係、これは精養軒の中学部でございますが、三十一学級分を予定いたしております。

次は養護学校の設備費でございます。三ページの一番上であります。これは本年度新規に計上された金額であります。それぞれ必要な設備費を補助したいということでござい。その次は肢体不自由児学校のスクール・バスの補助でございますが、これは昨年の三台が四台ということになっております。

次は特殊学校への就学奨励でございます。小中学校につきましては新たに修学旅行費の補助を加えております。このことについては別途法案として御審議いただくことになっておるわけでございます。これによりまして従来小中学校にございまして特殊学校になかった修学旅行費がこれについたわけでござい。その間の不均衡がなくなったという次第であります。高

等学校につきましては寄宿舎の雑費、寝具費等が新たに計上になっております。

次は養護学校の教員養成でございます。北海道学芸大学、東京学芸大学等に一年及び半年課程の養護教員の特別な養成課程を設けることといたしております。特殊教育の建物につきましては最前申し上げた通りでございます。

第三は科学技術教育の振興でございます。その一が理科教育設備の整備でございます。中身は二つございまして、一つは理科教育振興法に基づく補助金でございますが、これは前年の約五億円が一割増しの五億五千万円という事になっておるわけでござい

ます。その次の理科教育センターは、これは新規に入りまして事項でございます。また、全国五カ所に、教職員の理科教員の実験観察を中心とした再教育の施設として理科教育センターを設ける際の設置費の補助をしたいということでございます。

次は産業教育の施設設備費の負担金でございます。前年度に比べまして一億九千七百万円の増でございます。ほぼ十億に近くなったわけでござい

ます。その設備費について申し上げますと、イの設備更新が新規として入っております。これは二十七年の四月現在における現有施設の一部を更新修理するために必要な経費でございます。それからハの新設課程でございますが、これは前年度に引き続きまして機械課程、電気課程、工業化学課程、三課程の新設を予定いたしております。

次に施設費でございますが、施設費の口新設課程、これはただいま申し上げました機械、電気、工業化学の新設課程の施設費の補助を計上しておる次第でございます。

次は四ページでございますが、上から四行目に中学校の設備というのがございまして、これは新教育課程に基づきます中学校の技術課程の関係の設備を充足するために必要な補助金でございます。前年度に比べまして一億六千万円の増額となっております。

次は在外研究員の派遣でございます。これは前年同額でございます。次は南極地域観測事業でございますが、ただいまやっております第五次観測、それから今回越冬いたします第四次越冬隊の収容に要する経費等を計上しておるわけでござい

ます。五は科学研究費の交付金等でございます。前年度に比べまして二億七千万円の増額となっておりますが、そのうち一番大きい増額は科学研究費交付金の増額でございます。これは前年度に比べまして二億四千万円の増額になっております。この増額の約過半は機関研究の増額に充てられる予定でございます。

その次は民間学術研究団体の振興でございます。前年度に比べまして千六百万円の増額になっております。第一は民間学術研究機関の助成でございますが、これは民間学術研究機関の助成に関する法律に基づく補助でございます。次は日本学術振興会の補助でございますが、これは前年に比べまして二千二百万円の増額になっております。流動研究員の制度の拡充、奨励研究制

度の拡充等がその主たる内容でございます。

第四の柱は私学の振興でございます。その一は私立学校振興会に対する政府の出資金三億円でございます。従来の五十億円の現金出資に加えまして、さらに三億円の出資を行なうということでございます。

二は私立大学の研究設備助成でございます。前年度に比べまして一億三千九百万円の増額でございます。かなり大幅な増額になっておりますが、一般設備のほかに特殊設備が入りまして、この特殊設備が事項としては新規になっておるわけであります。

三は私立大学の理科特別助成でございます。これも伸び方としては前年度に比べましてかなり大きな伸びを示しております。二億六千万円の増額になっております。ここに一般理工学部への補助というのがござい

ますが、これは主として既設の理工系学部という趣旨でございます。その次は私立学校共済組合の補助でございます。金額的に九百六十万円余ふえておりますが、これは人員の増、単価の増に伴ういわば自然増でございます。

五ページに参りまして、第五の柱は育英事業になっております。育英会の貸付金でございますが、四十五億四千百万円となっております。前年度に比べまして一億三千九百万円の増額になっております。これは特別奨学生六千人の増に伴う増でございます。これによりまして特別奨学生は高等学校の第三学年まで充足されたということに相なるわけでございます。第六は社会教育の関係でございます。その一は青年学級の振興でございます。青年学級の補助金は前年とはほぼ同様七千七百万円余でございます。その次の青年学級の研究協議会等の五百万円は、青年学級の指導者等の研究協議会を設ける経費でございます。これは新規となっております。

青年の家の整備費の補助、これはほぼ前年同様の趣旨でありまして、特別な変更はございません。三は婦人教育の振興でありまして、これは金額的には飛躍的な増額になっております。その一は婦人学級の委嘱費でございますが、従来の三百学級程度を千四百学級程度に引き上げまして、婦人学級の委嘱を大幅に広げて参りたいという事でござい

ます。金額的にも前年度に比べまして五千二百万円程度の増額になっております。次は婦人教育指導助成でございます。これもかなり大幅な増額になっております。前年度に比べまして約千七百万円程度の増額になっております。事項といたしましては、口の外国派遣が新規として入っておるわけでござい

ます。次は社会教育関係団体の補助でありまして、これも前年度に比べまして四千四百万円程度の増額になっております。予定される範囲はお手元の資料でござい

ます。五は教育テレビ対策でありまして、テレビ番組の製作実施に要する経費が三千六百万円、これは、御承知の「わたしたちの道徳」及び「あすへ開く窓」といった番組が出ておるわけでござい

ます。その関係の経費でございます。一つ置きましてテレビ受像機設備の補助がござい

ます。計上された経費でございます。僻地の小中学校にテレビ受像機を設置する際の補助を考えたわけでござい

ます。六の児童文化センターの設置、これは前年通りの考え方でありまして、特別な変化はございません。次のページに参りまして、公民館等の設備費の補助でございますが、中央公民館につきましては映写機、録音機、テレビ等の補助を考えており

ます。移動公民館につきましては、二台と書いてありますのは自動車のことでございます。図書館につきましては図書購入費を補助する。博物館につきましては、標本等のいわゆる博物館資料の整備に必要な経費を補助するということでございます。

九は国立中央青年の家の経費でございます。前年度に比べてかなり大幅な減になっております。これは昨年度が初年度でございまして、施設費等が特に初年度として多く計上されておった、その経費が落ちたための減でございます。事業規模等につきましては従来よりさらに拡充されるわけでござい

ます。備考のところに第二キャンパスの改修等とござい

ますが、これは青年の家のすぐ近くにござい

の補助を、各十カ所の補助に増額したことに伴う増であります。

国民体育大会の補助は、夏季大会熊本県、冬季大会新潟、青森の両県において行なわれるものに対する補助を予定いたしました。

国立競技場の経費がその次にございます。これもやや減になっておりますが、これは施設費の減に伴う減でございます。

四は体育振興特別助成であります。備考にございますような青少年スポーツ活動の助成に充当する予定でございます。

七ページへ参りまして、オリンピック東京大会の実施であります。オリンピック組織委員会の定額補助といたしまして四千万円を新規計上いたしております。それからオリンピックを迎えるに際しまして、競技技術を上したいということで四千万円を計上いたしております。これもほとんど新規の事項に属するわけでございます。

その次の国立競技場の拡充でございますが、これまで、オリンピックを迎えるに際しまして、現在の国立競技場を拡充する必要がある。その基本設計に必要な経費を計上しておるわけでございます。

次は体育協会の補助でございますが、前年に比べまして約五百万円近く増になっております。これはまたオリンピック関係の仕事の増に伴う補助の増でございます。

六はローマオリンピック大会の選手団の派遣に必要な経費の補助でございます。定額補助として五千万円を計上いたしております。総経費といたしましては、選手団の派遣に要する経費の

全体といたしまして、約一億七千万円必要だということを伺っております。

第八は国際文化の交流であります。その一は沖縄の教育に対する協力援助でございます。その二は沖縄教員の内派遣研究制度の実施でございます。従来二十五人に加えてさらに十名そのワケを広げました。それと同時に従来月八千円程度の滞在費を、月一万一千五百円というふうになり大幅に増額いたしておるわけでございます。

次の口は国費沖縄留学生の招致でございます。これは前年程度でございます。六千円程度の手当が支給されております。

次のハは指導主事の派遣でございます。これは三十四年度から実施をしておる事業でございます。その人員をさらに四名ふやまして、従来一部沖縄負担でございました滞在費を、すべて日本政府が負担するというに伴う増が六百三十万円ということになっておるわけでございます。

次は国費外国人留学生の招致等でございます。学年進行のほか新規増が七十名認められております。この国費外国人留学生については月二万円の給与が行なわれることになっております。その次の海外教育事情調査でございます。これは東南アジアの教育事情を調査いたしまして、留学生の受け入れ等の調査研究を行ないたいということでございます。これは新規の事項になっております。

次は文化財保護委員会の関係でございます。これは文化財保存事業費等、この中には国立劇場の基本設計、それ

から懸賞募集に伴う経費が二千五百万円計上されております。

それから文化財の保存修理費の補助が三億一千八百万円計上されております。このうち二千九百万円は災害復旧費でございます。その額を含まれてございます。

次のページに参りまして、文化財の防災施設の補助でございます。これは防火施設、収蔵庫、標識等を設置する経費の補助でございます。

それから重要保護対策でございます。一、教科書費の補助、二、修学旅行費の補助、この立て方は前年通りでございます。特別な変更はございません。ただし金額に多少の増減はございます。これは児童生徒数の自然増減に伴う増減でございます。

三の保健医療費補助は、金額的にややふえております。これはトラホームの治療費の日数を、従来二十五日から五十日に引き上げたに伴う増でございます。

四は学校給食費の補助でございます。御承知の通り小麦のグラントが減少することに伴いまして、学校給食費に若干の値上がりが見込まれておるわけでございます。そういう事情もございまして、学校給食費につきましてのみは、必要保護児童生徒の率を、上の三つとは異なりまして、四％ということにいたしております。

次は、学校教育の充実等でございます。その一は、ほぼ前年の事業費を引き継いでおるわけでございます。高等学校の教育課程の改訂が予定されておりますので、その関係の講習会に要する経費が新規計上されております。それから九ページでございます。

が、前年からの事業を継続いたします。ほか、校長等の研修に重点を置きたいという考えで、九百万円余を新規に計上いたしております。また教科別の研究団体の研究活動等を助成するという観点から、一千万円の教育研究助成に要する経費が計上されております。

その次は、定時制通信教育の振興でございます。ただいま提案になりまして定時制通信教育手当の支給に要する経費の三分の一を補助するということで、一億七千万円が新規に計上されております。定時制高等学校の設備補助につきましては、これはいろいろ内容があるわけでございますが、その中の理科関係につきましては、理科教育振興法に基づく補助金と平仄を合わせて、二〇％増ということにいたしております。通信教育運営費の補助は、前年同額でございます。

その次の放送テレビの利用でございます。これは新規でございます。高等学校の通信教育にテレビを利用するために必要な経費でございます。

次は学校給食でございます。施設、設備の補助につきましては、ほぼ従前の考え方を踏襲いたしております。食糧管理特別会計への繰り入れが十七億一千二百万円ございます。これは従来通り百グラムについて一円の繰り入れでございます。金額的に一億四千万円程度伸びておりますが、これは数量の増でございます。

次は、国立学校の運営費でございます。まず第一に教育研究費が二〇％増額になりまして、前年度に比べまして、十一億四千九百万円余の増額になっております。設備充実等につきま

しても、それぞれ相当額を増額しております。

その次は、学部学科の新設改組でございます。これは主として科学技術教育振興、科学技術者養成という、そういう観点からの施策でございます。学部といたしましては、京都大学の薬学部、岡山大学の工学部等の新設を見込んでおります。短期大学といたしましては、北見短期大学の新設を見込んでおります。学科といたしましては北海道大学の電気工学科等の新設、それから短期大学の学科といたしましては、久留米短期大学の電気科等を予定いたしております。改組拡充といたしましては、十二学科を予定いたしております。以上を含めまして理工系の学生の増募は三十学科、短期大学五学科にわたります。千二百二十六名ということになっております。それで科学技術者養成八千人の増員計画が一応達成されるわけであります。

次に十ページでございます。留學生課程でございます。これは東京外国語大学と、理科大学にそれぞれ設けられる予定でございます。修業年限は三年でございます。一年が日本語の課程、あとの二年が一般教養の課程というふうに予定されております。

次は付属養護学校の新設でございます。これは東京学芸大学と東京教育大学、これはいずれも精神薄弱児のための養護学校でございますが、それが付設されることになっております。

第十三は国立文教施設整備であります。科学技術振興施設と書いてございまして、たゞいま国立学校に付いて申し上げました学部、学科等の増設に伴う施設の整備が中心でございます。

それから次に米国余剰農産物処理法に基づく施設というのがございますが、これは先般日米の交換公文によって決定されました、アメリカの積み立て円を使用したしまして、広島大学と長崎大学の医学部の研究室、病院を整備するために必要な経費でございます。

次は特定財源による施設でございますが、これは東京学芸大学の小金井地区統合等に伴う経費でございます、それそれ現在地の売却等による特別な財源が予定されておるのでございます。

その他いたしましては、同和教育でございますが、学校教育関係につきましては約五十万円の増になっております。社会局関係におきましては、これは事項としては新規に入っておりますのでございまして、同和町村の社会教育活動の助成等がこの内容になっております。

学校安全会に対する補助がございまして、これは支部の設置費の補助を新規として計上いたしております。

三のその他はまあ人員の増等でございます、特に申し上げる必要はないかと思ひます。

以上文部省所管の予算について御説明申し上げたわけでございますが、最後にございまして、前年度予算に比べまして百八十九億の増になっております。これを前年度の当初予算に比較いたしますと、二百三十八億の増でございます。一般会計総予算において占めます比率は二・四%でございます、昨年の一・二%に對しまして〇・四%程度の増になっておる次第でございます。

います。簡単であります。概略御説明申し上げます。

○大平委員長 次に学校教育等に関する調査を進めます。質疑の通告がありまして、順次これを許します。西村力弥君。

○西村(力)委員 第一番に、この前理事会でも話合つたのですが、文部省が当初要求した要求の概要について、これはまあ大蔵省と折衝した結果固まつたものが今ここに書かれてあるわけですが、その前の、文部省として希望した要求額をわれわれに見せていただきたい、こういう話であつたのです。それを一つぜひやっていただいたいのと思ひますが、いかがなものでありますか。

○安嶋政府委員 お話でございますが、文部省から大蔵省に対する予算の要求は、これは政府内部の問題でございます、私どもといたしましては、政府として決定いたしました予算につきまして御審議を願ひたいというふうな考へておる次第でございます。

○西村(力)委員 それはもちろんそのものについて審議をするのであります。省が当初理想的なものとしてどういう予算を組んでこれを推進しようとしたかということ、これは参考としてぜひ必要だ、こういうことなんでありまして、また他の役所においては、公式でないにしても、これは示している例がたくさんあるのです。そういうところから、私たちその希望を申し述べるわけなんです。これは、これはどうしてそういうことはできないものか、公式にやはり出すと

いうことはできないでしょうが、何とかその点は考慮願ひたいものかと思ひます。私たちの文教委員会全体の意見もそういうことになっておりますので、その点一つ頼みたいと思ふ。それで、この席ではつきり答へできないとすれば、また別にやりますが、そんなようなものじゃろうと思ひますので、その辺一つ……。

次に、これは自民党さんの方で少し詰め学級の解消というのが選挙の公約になっておるわけですが、この表を見ましても、これは五カ年計画の第二

次分と、こうなっております。それでこの前の国会はいつでしたか、私は要求したのですが、五年過ぎた後の目標というものを明示してもらいたい、それに至る一年、二年、三年、四年、五年、この五カ年の年次計画、それは児童生徒の増減の度合いはどうだとか、それから増築の年次計画はどうだとか、それから学級定員数のなにかこういう工合に推移して、最終はこうなんだ、こういう計画を出してもらいたい、こう申したのでしたが、これは一向出ないでしまつた。そういう要求を出して

おつたのを出さないのはけしからぬといつて最後に言つたところが、だれかあのときの委員会、鈴木正吾氏だったか、大へん怒つたやうなことがありましたが、今回一つそれを引き取りました。第二分とこう出ておりますけれども、先行きが五年間どうなっていくかということがはつきりしない、僕らはいかぬと思ふのです。それを資料としてぜひ提示していただきたいと思ふ。

教頭の管理職手当はいろいろジグザグの経過を経て目の目を見たという工合に見ておりますが、あの問題が出たときに、新聞記事は日教組対策費というやうな見出しをつけておる。そういう詳細をした表現をしておる。これはやはり端的にいつてみなそう受け取つておるだらうと思ふのです。大臣は、新聞記者のセンスで日教組対策費管理職手当、こう出ていることに對して、どういふ考へを持てるか、それをつづ聞かせてもらいたい、こう思ふのです。

○松田國務大臣 新聞にどういふふうなこの管理職手当の問題でうたつてあつたのか、私はよく知りませんが、新聞にうたつてあるとおっしゃるやうな目的ではございせん。管理職、すなわち学校の管理並びに教職員の監督、そういう立場にある校長並びにこれを助けていく教頭に対して、ひとしく管理職手当を出したい。これは当然他省のこれらの管理監督の立場にある者にも手当が出てゐると同様に、出すべきものであるという考へから出してゐるものでございまして。

○西村(力)委員 一つ聞きたいのは、校長に去年から管理職手当を支給したわけですが、ある校長に至つては、それを受け取らない、そういうことは教育の真実を破壊するものだ、こういうやうな立場をとつた校長もあると聞いておりますが、校長さんにそれを一年間支給して実施してみても、一体教育上の効果というものは、どういふ工合な現われ方をしておるものか、これに對して、一年間経過したその状況を見まして、どういふ工合に観測せられてお

るか、この点はどうお考えですか。

○松田國務大臣 管理職手当を出すことによつて、校長が一年間やはり落ちついて職務に精勵してきておるといふふうな私どもは看取いたしておるわけでありまして。

○西村(力)委員 それは管理職手当が出る出ないにかかわらず、一生懸命に校長さんとして、教育者として努力をしなければならぬことは当然なことですが、それが管理職手当をつけたという、それを校長先生はもつたという、それは個人の経済事情もあるし、心理的な状況あるいは学校内の空気がなんかもいろいろな変化を示してきておるわけなんです。その点について、金を出したから、こういう効果があつた——今のような観念的な話じゃなく、もっと具体的に、この国費を投入し、地方費を投入してやつた結果がどういふ工合に教育にプラスしているというように、もっと的確に分析せられておるべきものであると思ふのです。それはどうですか。

○内藤(馨)政府委員 従来の給与体系が、必ずしも職務の性質、責任の度合によつて支給されてなかつたということ。大体学歴なり勤務年限を中心とした生活給的な給与体系であつた。そこで校長や教頭のような者、いわゆる管理職に対する給与の不十分であつたことは私も認めておるわけです。こういう点で、昨年度校長に対する管理職手当を支給いたしました。管理者としての意識を明確にし、かつ学校運営の適正化をはかる、こういう趣旨から校長さんが大へん御努力いたしておることは、私も率直に認めておるのでございまして。

○西村(力)委員 文部省のお立場はそ

うであらうと思うのですが、そういうことだけでは、管理職手当支給後の学校教育の場におけるいろいろな変化というものは何らなされていないという工合に私は思うのです。この管理職手当を支給することによって、管理職的色彩というものは濃厚になったと思うのですが、具体例としては、この支給によって、学校長が教職員の団体である日教組から脱退した数はどのくらいか、そういうことはお調べでしょう。これは直接効果をねらったところでしょうか、それからいかなるのです。

○内藤(譽)政府委員 校長さんが従来から脱退しておった数が相当ございまして、東京、それから東海ブロックの静岡、名古屋、岐阜、三重、ここは従来から脱退しておりました。それから勤評の事件以来組合からの相当激しい押し上げによって、校長みずから脱退しておった者も相当ございます。新しく管理職手当を支給してから、具体的にどれだけの増加というものは明確になっておりませんが、現在のところ、校長さんで組合を脱退している人が約半数とっております。

○西村(力)委員 それから管理職手当を校長さんに支給したことによって校長と教員間の空気というものは変化を示しておるかどうか、この点についてはどうですか。

○内藤(譽)政府委員 別に管理職手当を支給したから校長さんと教員の間に工合が悪いというふうには私も聞いておりません。

○西村(力)委員 私たちこの前の審議の際にもいろいろ申し上げたのです

が、管理職手当は決して純粹に教育効果の伸張をねらって仕組まれたものではない、そしてまたその支給については相当無理がある、こういう立場でみな受け取っておりますので、この支給によって校長と職員間の空気というものは決して変化がないわけじゃなくて、大きな変化があります。そのことが学校内の空気を、同じ子供を教育するという一体感よりも、上司、下司という官僚主義的な立場によってただ機会的に結ばれている学校職員、そういうものがだんだんと生まれつつあるのです。教育の場というものはそうじゃなくて、やはり校長も先生方も一体となつて、ただひたすらに子供たちの面

に向かつて努力を注いでいくというのがほんとうのあり方だと思ふのです。それが管理職手当を支給したことによって、校長と職員との間の、何というか一般行政職関係の上司、下司というふうな関係、こういう結びつきになつてきておる。それはすばらしい教育の場の大きな変化であると思ふことは見ておるのです。こういうことが真の教育というもののよい成果をもたらすものであるかどうかということになると、大きな疑問があると思ふます。これはやはりお互いに日本の将来のことを考える立場に立つて見るときに、相当慎重な考慮をする必要があるだろうと思ふ。この学校職場が行政官庁の事務的なものになつたとするならば、そこから生まれる教育というものは、そんなものは無味乾燥にすぎないものになる。そういう結果を、文部省としてその状況をもう少し深く検討する必要があると思ふ。今何ら変化がないというふうなことを仰せられますが、こ

れは自分たちの立場を申しているだけのことであつて、ことさらにそういう実態に触れようとしない、こういう立場だけが現われているのじゃないかと思ふのです。

続いてお聞きしますが、教頭に管理職手当を支給する基礎の条項はどこでございませうか。

○内藤(譽)政府委員 これは学校教育法施行規則の二十二条の二に、こういうことが書いてあるわけですが、「小学校においては、教頭を置くものとす。但し、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。」教頭は、校長を助け、校務を整理する。こういう意味から校長に準じた扱いをしたわけでありませう。

○西村(力)委員 その施行規則の母法は学校教育法だと思ふのですが、その学校教育法の中に、学校における職員の種類、種類と言つてはおかしいかもしれぬけれども、そういうものが規定されているのですが、その中にそういう教頭という職種が明示されておりますか。

○内藤(譽)政府委員 学校教育法は校長と教諭、こういう建前になっております。

○西村(力)委員 そうすると、施行規則は、その学校教育法に基づいて、その法律の範囲内において文部省が制定するのであるから、それは間違いないことだと思ふのです。そうしますと、学校長のほかに教諭、そのほか事務職員とか養護教諭、こうなつておるのです。が、教頭というものは、本質的には正資格というか、そういうものはやはり教諭だということは間違いないですね。

○内藤(譽)政府委員 さようでございます。

○西村(力)委員 そうすると、教頭の本来の任務というものは何ですか。

○内藤(譽)政府委員 教頭の本来の任務は、先ほど学校教育法施行規則二十二条の二で申しましたように、校長を補佐して校務を整理する、これが教頭本来の任務であります。

○西村(力)委員 それは教諭というものの任務にそういうことは入っていないわけですね。児童の教育をつかさどるのですか、小学校の場合はそういう場合なんです。学校には校長と教諭しかいない。しかも、教諭本来の任務は、子供の教育をつかさどる、こうなつておる。そのワケ内において教頭というのを便宜的に施行規則で定めておるのですから、その便宜的に定めた仕事というものは、そういう工合に施行規則によるものでしょうけれども、本来なすべき仕事というものは教諭の仕事である。こういう工合にいかなくればどうもそこところがおかしくなるではないかと思ふのです。学校教育法の中に校長、教頭、教諭、こういうような種類があるならばそれでもよいけれども、施行規則の教頭とか保健主事とかそういうような仕事の区分あるいは格づけをしていふところにある。だから、教頭といふことも本来は教諭が任務である、こういうふうに言わざるを得ないわけであるが、どうですか。

○内藤(譽)政府委員 従来官名と職名とあるわけですが、官名の場合には私ども文部事務官である。ところが、局長に補せられる、あるいは課長に任用される、こういうふうになるのであります。教員の場合でも、教諭の身分のま

まで教頭に補せられる場合もあるし、あるいは図書主任、衛生主任、校務主任その他生活主任とかいろいろの職制があるわけでありませうが、その職制は、学校教育法第三条に「編制その他に関する基準に従い」これを設置されるもの、こういう規定がございまして、この編制その他の基準は監督庁が定める、こうなつておりますので、職制のきめ方は施行規則で定めたわけでございます。

○西村(力)委員 そういう工合に仰せられますが、第三条の規定を、そういう工合に学校内の事務分掌までこの編制の中に入れていくという場合には、われわれとしてはどうしていいかは受け取るわけには参らない。この解釈は無理ではないか。そんなことを言うたら、今まで編制ということを用いた法律もたくさんありますが、この編制の中にそこまでみな入れるということになつたら大へんなことになつてしまふと思ふのです。この「編制」は本来はどういうことなんでしょうか。「設備、編制」こういう工合に大きく分けていふ中、「編制」というのはどういうことなんでしょうか。前言った工合にそこまで入るのですか。そういうのは基本的に学校教育法の解釈としてはあまりにも便宜的過ぎるじゃないかという工合に受け取らざるを得ない、これはどうなるのですか。

○内藤(譽)政府委員 学校の基準の中にどういふものを設けるかということとは当然入つてくるのではなからうか。たとえば司書教諭が必要なら司書教諭、あるいは子供たちの生活指導、あるいは職業指導をしておる職業指導の教諭、こういうふうに学校におけるい

ろいろな職制が考えられるわけです。その職制の基準をきめることがこの学校教育法三条の目的であろう、もちろんこれのみではございません。学校の学級の規模をどうするか、あるいは教員の定数をどうするかというところも入りますし、あるいは建物や設備の基準も入る、こういうことでございまして、人的配置の基準もその中には当然含まれる、こういうふうに解釈しておるわけであります。

○西村(力)委員 話は先に戻ります。学校教育法第二十八条に校長と教諭、養護教諭、事務職員、助教諭、こういう工合になっておる。これが官名だ、こういう工合にあつた方では仰せられますが、この人々の官名というのが官名であつて、そのほかの教頭とか保健主任とかいふものは職階的な名称である、こういう工合に言われていますが、この二十八条に規定されておるのには官名というものであるかどうか、昔ですと官名ですと、何といひますか、地方の待遇官吏とかいひておつたのだらうと思ひます。ここで今示されておることはやはり一つのはっきりした職制、職務の名称として校長、教諭、こういう工合に規定してあると私たちは考へておるのです。そしてあとの教頭とか云々というものは職名というよりも一つの業務分掌だという工合に私たちは考へておるが、その間の明確な説明はどういうものですか。

○内藤(馨)政府委員 今お話しのように、全部の職を上げて、その職ごとに職務の範囲をきめることも一つの方法だと思ひます。しかしながらその場合には無限に職を置かなければならぬ、

こういうようなことになりまして、今申しましたように、学校の場合でも教頭もおりますし、あるいは補導主任をするような方もおられると思ひ、また生活指導その他職業指導の先生もおられるだらうし、あるいは衛生主任あるいは司書主任、いろいろ種類がたくさんございまして、これを全部網羅して学校教育法に明記しろ、こういう御意見も私一つの御意見だと思ひます。しかしこの場合に、今度は職務の間における給与の問題、いろんな問題においてまた大へん複雑な問題も起きてくるわけでありまして、そこで、こういうものは全部教諭というもので充てる、こゝで、私どもはなるべく簡素化してそして実情に合う方が法律体系としてはいいんではないか、かように考へておるわけでございます。

○西村(力)委員 そういふ点については私どもの十分な、法律的な確たる見解をここで示すということも私たちの力ではなかなかできないから、あなたの答弁というものがやはり押しつけられるような工合になります、それから教頭というものは必置になつて、全国的に各学校とも教頭という名前が置いてあるのかどうか、これはどうなつておるのか。

○内藤(馨)政府委員 現在のところいろいろまちまちでございまして、教頭といつておるところもあるし、校務主任といつておるところもあります、また副校長といつておるところもございまして、職制としては教頭に統一することが望ましいと思つております。

うようなことをあなたの方で仰せられますけれども、実態を見ますと、決してそういう種類のものじゃなくて、学校運営の都合上それをよりよくするために、あるいは地方の事情によつて、やはり校務のいろんな分掌という形であるから、その名称やなんかも種々雑多である。また置いても置かなくても、そういうところもあるかも知れない、こういう工合になるのであります。法に規制づけられた職種であるならば、そういう事態はあり得べきことではないはずなんです。今の条項を示した施行規則はいつから発効しておるのです。

○内藤(馨)政府委員 ちょっとここに明確になつておりませんが、三十三年だ、私は記憶しております。

○西村(力)委員 当初そういうことはなかったの、いつからか加えられたというのを私どもも聞いておるのです、が、あまり古いことではないにしても、去年あたり問題ではないわけだね、よほどずっと前からある。だから、その間においても文部省は何らそこに不自然を感じなかったと私たちは思つておるのです。副校長と呼ぼうか、校務主任と呼ぼうか、置かないようにしようか、そこに不自然を感じなかつた。そういう工合になつておる状況を見ますと、決してあなたのようにこの管理職手当をつけなければならぬという工合にはつきり立場の確立されたものではないんだ。今、この管理職手当を支給せんがために、いかにも法的に基礎の固まつておる、確立しておる職種であるがごとく主張せられるけれども、そういうものではなくて、文部省としてもそういうことを不自然に

思わなかつたというところから見ても、これははつきりいつて校務分掌というような性格のものであると私たちは受け取らざるを得ないわけです。その点はどうなんですか。

○内藤(馨)政府委員 教頭につきましては、戦前から教頭という制度がございました。終戦後におきまして、新学制発足以来、教頭という名称のもの、あるいは校務主任あるいは副校長、こういう実態があつたわけでございますが、各府県非常にまちまちで困るから統一してほしいという教育長会議からの御要望もございましたので、私どもは、この点を考慮いたしながら名称を教頭で統一し、またその職務内容を明確にいたしましたわけでありまして、ですから、何か突然教頭というものを置いたというのではなくて、実態が置かれておつた、それを法制化したにすぎない、かように考へておるのでございます。

○西村(力)委員 実態は置かれておつたにしても、校務主任という名称も存在する、副校長という校長に準ずる者というのが明確でございまして、そういう工合にばらばらにやつた。名称をあなたの方で統一しても、それに基づいて統一されない。また統一を強行しよう、強力でこれを実施せようとする意欲も今まで文部省にはなかつた。こういうことを示しておるのですから、やはり教頭というものは管理職手当を支給するといふような立場をはつきり持つておる者ではない。そういう工合に実態から私たちは言わざるを得ないわけなんです。しからば、今度管理職手当七割というのをつけるわけですが、これについては、いわゆる

副校長、校務主任、教頭というような名称の者全部にこれを支給する、こういうことになりませんか。

○内藤(馨)政府委員 今お話しのように、全部に支給する考へてございまして。ただ、この施行規則にもございまして、特に、特別の事情あるときは置かないことができると書いてあります。が、大体小規模な学校には置かない場合があるわけでありまして、そこで、どの程度の規模から置くかという一つの問題があるわけでありまして、私どもは、校長だけで管理監督が十分できる、あるいは教頭まで置かなければ十分だ、こういうことが問題になると思ひます。そこで、予算の上では、小学校は五学級以下、中学校は二学級以下の小規模のものは校長だけで管理監督が十分できると考へまして、かりに教頭を置いて、これは国庫負担の対象にはしない、こういう考へてございまして。

○西村(力)委員 そういふのはおかしいじゃないかと思つたのです。教頭という職種がはつきりあつて、それが管理職手当を支給すべき仕事を担当しておるという工合になれば、その責任の度合いに応じてこれを支給するのですから、これは小規模であらうと大規模であらうと何らそこに変わりはない。しかも、実態からいふと、小学校などと同じように、小学校の校長さんは会議とか出張とかさまたちまゐつて、教頭の仕事というものは、小であれば小なり、やはりその混雑というか、煩瑣というか、そういうものがあるわけなんです。今おっしゃつたように、小さいところには置かないのだ、これは全然置かなければそれでもいいのだけれど

も、置いている限りにおいてはやはり同じじゃないか。だから、それを逆に私たちが勘ぐれば、小さい学校の教頭なんかはよくよく若いやつがやっているのだ、そういう者に管理職手当をつければよその相当の連中とバランスがとれなくなるから、それはやめておけ、そういう便宜主義以外にないのだ、そういう工合にとれるのですが、その点はどういうふうにお考えになっておられますか。

○内藤(警)府政委員 管理監督をするというのは、やはりどこでも一定の規模がなければならぬと思います。そこで、中央官庁では、課以上でなければ管理職に扱ってはいないわけです。だから、課の構成員としては最低十名以上にならなければならない。その十名について一人の管理職が占めるわけですから、学校の場合にはどの程度の規模が妥当か。二人置く場合には、小学校では大六学級以上、中学校では三学級以上というのが妥当ではなからうか。こういう点で、たとえば二人おいて、一人校長さんが管理職で、もう一人が教頭という場合一体何を管理するのか、管理監督すべき職員がいなければならぬ、そこはあまり管理職だけになったらおかしいことになると思う。ですから今の程度が妥当ではなからうかと考えておるのでございます。

○西村(力)委員 校長ともう一人の教員、そういう二人の独立学校がありましか。○内藤(警)府政委員 小規模学校にはそういうのがたくさんございます。○西村(力)委員 二人の独立学校というものは、私は今まで見たことがないのです。独立学校とすれば、校長が

おつて、そのほか助教員なども含めて三人くらい、それが最低のように思つておつた。全国的に見れば、校長ともう一人の教員という独立学校があるというのですが、それは事実あるのですかね。

○内藤(警)府政委員 統計をこらうにただけはおわかりになると思います。が、単級学校というものは相当あります。単級学校というものは一クラスの学校、ワン・ルーム・スクールです。この場合に二人おればいい方で、一人のところもあります。あるいは複式の場合に三学年複式あるいは四学年複式というような実態がございます。また二級級の学校というものは全国で相当ございます。

○西村(力)委員 その話はまたあとでいろいろやることにいたしました。それで自治庁関係にちよっとお尋ねいたします。地方公務員関係において管理職手当を支給しているという例は、いただいたこの表によって大体わかりますが、この管理職手当というのは、一般の地方公務員の場合は管理職手当という名称で支給になっておるかどうか、どういふ名称になっておるのですか。

○今校説明員 地方公務員の管理職手当は、地方自治法上管理職手当という名称をつけております。国家公務員の場合は、給与制度は俸給の特別調整額、こういうことが正式の名称になっております。

○西村(力)委員 これをずっと見ますと、知事部局においては課長にまで支給しているところはごくまれであつて、部長及びその次長までにどまっておるものがほとんどであります。こ

の課長というものはそういう管理職的な色彩が認められないのかどうか。

それから課長補佐というものがあつて、今論議されている教頭的な職務内容と一致するところはないのか。その点はどういふ工合に考えられておるのですか、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○今校説明員 ただいま御指摘になりました都道府県の本庁の課長あるいは課長補佐もいわゆる管理職であることは間違ひございません。ただどういふ範囲の管理職に管理職手当を出すかという点になるといろいろ考え方がございまして、都道府県の場合には本庁の課長には管理職手当を出しておらないが、出先の機関の長には管理職手当を出しておるところが相当でございます。

あるいは警察本部を見てみますと、本庁の警察本部の課長には管理職手当を出さないが、警察署長にはほとんど管理職手当を出す、そういうふうな仕組みになっております。教員の場合には、地方公務員たる教員は、国家公務員たる教育公務員の例によることを教育公務員特例法は要求をいたしておりますが、一般職の場合もその他の職員の場合も、国家公務員の一般行政職の給与に大体準ずる建前をとっております。現在、等級制に基づく給料制度のもとにおきましては、大体都道府県の部長が中央官庁の課長級の同給料表を用いておるのでござい

ます。そういうところから主として知事部局におきましては本庁の部長級に管理職手当を出すというものが多くなつておるような実情でございます。○西村(力)委員 地方公務員の場合、

管理職手当を出せば超勤手当はどうなるか。

○今校説明員 管理職手当を支給しておる者には超過勤務手当を支給いたしております。

○西村(力)委員 そうすると、超勤の把握が、そういう役職を持てている人々にはむずかしい。それに加えて管理職的な仕事を持ておるから、これに管理職手当を出すのだ、こうなるわけだ、超勤は支給しない、こういう実情もございまして、こういう工合に考えておるのですか、そうすると管理職手当をもらわない者は全部超勤手当をもらうのだ、こういうことになつてく

るわけなんです。が、内藤局長にお尋ねしますが、教員の場合は超勤手当を出さないわけですが、それに見合ふ分として俸給上の措置をやっているはずだと思ふのですが、それはどういふ工合になつていますか。

○内藤(警)府政委員 一般の公務員に比べて一号の調整額を出してあります。○西村(力)委員 あのと、その一号の調整をやつた場合には超勤手当を支給することは事実上不可能である、こういうような立場からやつたわけなのであります。他の地方公務員においては、その超勤手当を支給しない者に対して、そのかわりとして管理職手当を出してある、こういう点からいいますと、そこに矛盾はないかどうか。

○内藤(警)府政委員 経過的には、先ほど来御指摘になりましたように、超勤の財源を振りかえて管理職手当を創設したといういきさつはございますが、今日の段階におきましては、給与法に明示されておりますように、管理監督的地位にある者に管理職手当を支給する、こういうことになっております。

して、現に国立大学の学長には二五%の調整額を出すことになっておるわけでありまして、ですから一般の教員には出さなくても、学長、学部長あるいは病院長その他研究所長等にも、管理監督的地位にある者には管理職手当を支給してある。こういうことであります。これは小中学校、高等学校の場合における校長と同じ立場でござい

ます。従つて一般教員に調整額を出して超勤は支給しない、こういったしましたのは、これは教員の勤務実態がなかなか時間計算しにくいという実情もございまして、こういう措置を講じたわけでございます。

○西村(力)委員 それでは自治庁の公務員課長に聞きますが、今教頭にも管理職手当というものが七%というごく微々たるものであります。それが支給されることによつて、地方自治団体の中のそういう教員と一般公務員との間に何らかの問題が発生するという工合に考えられませんか。

○今校説明員 お尋ねの点は、教育公務員とその他の一般行政事務に従事する職員との給与上の均衡の問題であるかと思ひます。これはそもそもその基礎になりまして給与制度においても本来違へた建前がとられております。そういうことから違つております。それから管理職手当につきましても、先ほど申し上げましたように、いろいろと支給すべき対象を選びます観点も違つておるわけでございますから、ただ教頭に管理職手当を支給するということが直ちに他の一般行政事務に従事する職員の管理職手当あるいは超過勤務手当、そういうものに直接の影響を持つものとは考えておりません。

○西村(力)委員 しかし地方団体に
いては今はことに給与の問題なんか
については知事に対する問題の持ち込み
ということがおもになつて、そのため
に地方公務員も地方の教育職員も一体
となつて知事に問題を持ち込むとい
う工合になつておりますので、その際
においてはやはりこれは、あなたそう仰
せられるけれども、常識的に考えまし
て相当問題ははらむことになるであら
うと思うのです。本庁の課長、そういう
人が管理職手当というふうなものを受
け取ることができないにもかかわら
ず、学校の教頭がこれをもろうとい
うことがあるならば、その地方自治団体
一体としての運営上相当の問題が発生
する。私たちはそう見ておるのです。
それから大蔵省折衝の場合、最初はけ
られた、こういうことになつておるの
だが、そのときはどういう理由でけら
れたのですか。

○内藤(譽)政府委員 財源の見通しが
つかない、こういうことでした。

○西村(力)委員 そうするとこれが復
活したのは財源の見通しがついたか
ら、こういうことなのでございますか。

○内藤(譽)政府委員 大体そういうこ
とでございまして、各省たくさん要求
しておりますから、財源の見通しがつ
けばつけてくれると思ひます。

○西村(力)委員 それは大蔵省の方で
も、こう言へばそんなことを言うだろ
うと私も思つておつた。しかしそれは
事実と全く違つておるだらうと思ひ
ます。これはやはり、より大きく政策
的な意味における圧力が奏功してこ
に報いられたのだということ、これは
はつきりするわけなのでございます。
でありますから、これを強行するよう

に復活にあつて努力せられた文部大
臣は、この手当支給に対してあらゆる
法的な疑義というものは、全部事務当
局を通じてあなた自身も解明せられ
た、それから私が今まで取り上げまし
たような工合に他の公務員との均衡上
の問題、全体の政治的折衝の場におい
て問題が起らない、不都合な事態が発
生しない、こういうふうな一つの結論
をもつてこの復活要求に当たられたの
だと思ひますが、その文部大臣の一
つの信念というか、確たる所信とい
いますか、そういうことは一体どうな
りますか。

○松田国務大臣 お話でありますけれ
ども、教頭に対する管理職手当につ
けるにあつては、今お話のような考
えは私は毛頭持っておりません。校長
に、また校長事故あるときに校長の
職務をかわつてやる。また校務その他
について校長を補佐していく、この教
頭に管理職手当をつけるということは
これは当然のことである。諸外国にお
いてもその例がありますし、また教育
に最もよい金を使つておるイギリス
あたりにおきましては、教育に熱心な
国におきましてはやはり校長、教頭な
どに相当多額の管理職手当を出して
おる事例から見ても、当然のことと
して、われわれはその要求をいたし、
手当をつけるようにいたしましたので
あるといふことを申し上げます。

○西村(力)委員 それで、つけるなら
ば、私たちは国家公務員地方公務員な
んかの例を考へて、国家公務員は甲乙
丙とはつきりなつて一二%が最低だ、
地方公務員の実態を見ますと一〇%と
いうのがありますが、七%なんとい
うのがあることを、どうやってそれをやる

のですか。それはあなたの方が重要だ
とこれをやるならば、教育の効果が大
いに上がるといふ考えに立つならば、
なぜそんなけなことをやるのです
か。お里が知れていゝといわれても仕
方がないですよ。少しばかりのはした
金で、これは大事だ、これは大事だとい
う。そういうことをいつてゐる基礎
には、何かやはり他の一般の役人と学
校の先生と同じじゃその点ではかえ
てうまくなのじゃないだらうかとい
う気持があるのだらうと思ひます。

○内藤(譽)政府委員 そういう気持は
毛頭ございせんが、ただ数が多いも
のでございまして、校長の場合に七
%でも、半額でも実は五億以上かかる
わけでありまして。教頭の場合も半額で
約三億以上かかるわけでございます。
文部省予算全体の均衡も考えなければ
ならぬし、財政の都合も考へて、実は
私もはできることでありますれば一
二%はしつたのでありますけれども、七
%がまんぜざるを得なかつた。今後で
きるだけ機会がありますれば、これを
増額するように努力したいと思つてお
ります。

○西村(力)委員 先ほど文部大臣から
提案になつた定時制通信教育の手当の
問題にしましても、それは実質管理職
手当をやつてゐるから、ほんとうは七
%だけれども、それを込みにして一〇%
ないし一二%におさめようといふこと
が書いてありましたが、まずそ
の考へ方がおかしいと思ひます。管
理職という立場で七%というものが
出ている。定時制通信教育のその職務
の困難性から出すというならば、その両
方併給になる者は少し減額してなんと

いう考へ方、そこに今の文部省のやり
方に僕らはどうしてもすなおに受け取
れないところがあるのです。それはや
はり別個の性格、別個の職務の事情に
応じたものを出すとするならば、一方
の七%の管理職手当を出そうと出すま
いと、別の立場を保障するものはその
まま保障されなければならぬと思
う。それならその一〇ないし一二%、
七%いくと最高五%最低三%、これが
定通教育の教員の手当増額、こういう
ことになつてくるわけですね。そうい
う考へ方は一体どこに基づいてゐるの
ですか。

○内藤(譽)政府委員 お説の通り定通
手当が七%、校長、教頭の管理職が
七%なら、合せて一四%出すという
お考へもございましてと思ひます。
ただその場合に他の校長さんとの均衡
も考えなければならぬと思ひます。
で、その均衡上、校長の場合は一二%、
教頭は一〇%で制限をした、こういう
趣旨でございます。

○西村(力)委員 そういう均衡論を言
うならば、はつきり地方の一般公務員
との均衡あるいは国家公務員との均
衡、そういう部局々々が大体均衡する
ようなことを考へるのが、これは俸給
の仕組みとしては当然だ。そういう工
合に均衡というものは必要だと思ひ
ます。それは否定できないと思ひ
ます。そういうことを言うならば、教
頭に管理職手当を支給することは一体
どういふ均衡といふことになるかとい
ふことです。それは明らかに均衡が破
れると私は思ひます。これは先ほど自治
庁の公務員課長は、それは何でもないと
いうようなことでありましたが、これ
も、現実に現われてゐますよ。教頭な

んという人に管理職手当を出して、何
だ、本庁の課長も出ない、こういうこ
となんです。これを出すなら課長補佐
にも出せといふことになつて、地方で
はそういうことが表面に現われない内
部の一つの抗争となつて現われつづ
る。だからそういう工合に出すならば
定通の審議のときにも問題になると思
ひますが、そつちの方だつて、あと
で適當なところで区切るというふうな
ことをやらぬで考へるべきが當然だ
と思ひます。

それから予算の問題云々ということ
であります。三億、地方もそれに見
合う二分の一、三億といふことになり
ますれば、こういうものを出さない
で、もっと大事なことにはこの問題の
金がいったらすればしく利用できるの
です。きのうなんかちよつと問題
になつたのですが、保育所の措置費の
問題、おやつ代が三円に上つた切られ
た、あと二円の要求が結局削られた。
あるいは生活保護を受ける人々に対し
て年末手当千五百円出す、だつたら四
億四千万円だ。私が計算してみると
そつちの方に持つていったらどれほど
あたたかい政治になるか、どれほど日
本の国が心豊かになるかといふことな
んです。

時間もなんでもすしやめようと思ひ
ますが、最後に文部大臣にお聞きしま
す。学校の運営のあり方については、
校長はそういう管理監督というふうな
公的な面もあるでしようけれども、
教育の場においては教師と校長たち
んな一体となつて児童のしあわせを
願つて、それを作り上げていく、こう
いうあり方ではないかならぬ。学校の

時間もなんでもすしやめようと思ひ
ますが、最後に文部大臣にお聞きしま
す。学校の運営のあり方については、
校長はそういう管理監督というふうな
公的な面もあるでしようけれども、
教育の場においては教師と校長たち
んな一体となつて児童のしあわせを
願つて、それを作り上げていく、こう
いうあり方ではないかならぬ。学校の

職場のあり方という問題については、そういう方向を私たちは最も正しいことであると思う。それが管理職手当を出さないとか、それを受けておつて上司、下司のような行政機構的な職場関係になるなどということは、決して正しいことではない、こう思つておるのですが、その点に關しては文部大臣は一体どういふお考えを持つていらっしゃるか。

○松田國務大臣 お話のように、教育の問題に對しましては校長といふ教頭といふ、教員一同一体となつて教育に従事しなければならぬことは當然と思ひます。さればといつて、校長なり教頭なり管理職の立場にある者と、まゝ一般教員の立場は、やはりそこにおのづから違ひが出てくると思ふのであります。わずかな管理職手当をつけようがつけまいが、それによつて校長も教頭も、教育の本来の任務について考への変わるべきものではないと私は考へております。むろん校長と教頭、教員一体となつて教育の任に當らなければならぬものと考へております。

○西村(力)委員 この管理職手当が支給されるにあつて、おれは職員と一体的な立場を持つためにこれを受け取らないといふことが京都あたりの校長の場合にあつたような工合に聞いておりますが、今後そういう事態が発生した場合に、文部省はどういふ工合に考へられるのです。

○内藤(豊)政府委員 校長の場合も若干そういう例がございましたけれども、今日の段階ではほとんど解決しております。教頭の場合にもそういうことがないものと確信しております。

○西村(力)委員 そういう工合に確信

しておると言ふが、もし発生した場合には、京都の場合ですと本俸の支給も一時ストップしたといふこと、こういうことが京都に参りましたとき新聞に出ておりましたが、そのような工合に、それを受け取らない者に対する報復手段を講ずる、あるいは何か圧力的なものを加へるといふようなことに對しては、文部省はどう考へますか。

○内藤(豊)政府委員 事実上そういうことは私はなかつたと思ふのです。ただ管理職手当を組み入れても、税金の關係で、一体どれだけが管理職手当なのか、明確にならないわけなんです。だから管理職手当だけ受け取らないとおっしゃつても、計算がしにくいわけなんです。そこで、明確に管理職の返上といふことが署名でもされますれば、これはまた可能でございますけれども、そういう事實はございませう。今後、私もはいかなる方面からとも壓力をかけることはよくないと思ふ。これは当局側もそうだし、また他の方面からとも壓力をかけていただきたくないと思ひます。

○西村(力)委員 事のよしあしはそれぞれ意見の對立するところがある、こう思ふのですが、私はその事のよしあしよりも、この前文部大臣に私がちよつと極端なことを言つて、加藤三君からやじられたりいたしました。が、私は教師といふものは、やはり自分の人生觀、世界觀といふものを、ちよつと持つて、それをほつきり自分の方向として示していく、こういう教師こそいい教師としての資格があるのだ、こう思つております。それでなければ教育は成り立たない。ただ機械的に押し売りするといふようなこと、移す、

そういうようなことだけでは教育といふものにはならぬと思ふ。教師といふものは自覺をはつきり持ち、人生觀、世界觀といふものをほつきり持つて、初めてそこに教育といふものが成り立つわけなんです。この点について文部大臣はどう考へられるか。そういうものを持たない、無色、透明、無臭のようないふ、そういうような教師といふものは、これは教育者としての価値はないと思ふのです。だから今言つたような工合に、これは法的にも不合理だと考へる。あるいはこのことによつて学校の職場の空氣がくずれるからおれはもらぬといふような、こういうようなことをほつきり言ひ、また自分はそれを實踐するといふような教師があれば、むしろこれはわれわれは、古い言葉で言へば、ほつきり骨のある教師として賞賛されるべきものだ、こういう工合に私は思ふ。そういうことでこそ初めて教育といふものは成り立つのだ、教育者としての資格があるのだ、私はそう思ふのです。この点に關して、一体文部大臣はどういふ工合にお考へになるか。最も好ましい教師のあり方、姿といふのはどういふことか。

○松田國務大臣 校長も教師もひとしう人間である、教へられる學童も人間である。教育といふのは、人間が人間を作り上げることでありますから、非常にむづかしいことである。だからお話をしまして、教育の任に當たる者といふものは、確固たる信念、すなわちりっぱな人間を形成していく上においてのそういう考へを持つてこれに従事しなければならぬといふことは、お話の通りであります。従つてお話のよう

に教員たる者は、そうわずかの手当やわずかの給与のことを眼中に置かないでやるような教員ももとよりあつてはしと思ふ。しかしながら精神的にそうした重要な任務に當たる者としては、やはり物理的にもできる限りこれをよくしていききたい。その一助としてやはり手当制度も設けてやらなければいかぬことを御了承願ひます。

○西村(力)委員 そういうお考えでしたら、教員全体の俸給をもう少し上げたい。現在三千円のベース・アップの要求がありますし、これは當然の要求だと私たちは思つてゐるので、それはそのくらいにいたしまして、それでは給与局長にお尋ねします。

文部省で学校の教頭に管理職手当を今度支給するといふことに予算を組まれてきたわけでございますが、そうしますと、国家公務員である教員の場合もそれに見合つて、これは人事院規則にも九一七でしたか、ああいうことに當てていく、こういう作業を今やつていらっしゃるのですか。

○瀧本政府委員 国家公務員の場合におきましては、これは特別調整額という言葉をを用いております。これは給与法によりまして、管理監督の任にありまする者に支給することができ、このようになつておりました、現在国家公務員におきましては、部局長でありまする者とか、そういう方々に現在特別調整額として支給されております。学校の教頭がこれに該當するかどうかというところでございしますが、これは学校教育法あたりで、やはり文部省として御判断になることであらうといふように思つておりますし、そのお考へをわれ

われ承つた上で、やはり給与法上管理監督の任に當たる者である人事院が考へます場合には、これは特別調整額をつけるという措置を人事院規則によつてやる、このように考へます。

○西村(力)委員 それは文部省の見解が主になるか、人事院の検討の結果が主であるかといふことになる、事務給与に關しては、私たちはやっぱり人事院の検討といふものが主でなければならぬ、こう思ふのです。公務員の勤務条件、そういう問題に關してでありますから、その点給与局長どうです。人事院の見解といふものが優先する、こういう毅然たる態度をあなたの方にとつてもらわなければならぬと思ふが、どうです。

○瀧本政府委員 ただいま申し上げましたように、学校關係の問題につきましては、これは一般的に国家公務員の中において考へます問題よりいろいろなことがあるわけでございます。たとえば、産業教育振興法といふのがございしますし、また隔遠地關係にいたしましても、学校關係だけでおやりになつておる。文教政策上やはり必要な事柄があるようにわれわれは存じております。やはりこの学校關係の問題につきましては、文部省のお考へをわれわれは十分尊重しなければならぬと思つておりますけれども、国家公務員たるこういう方々に対しては、特別調整額をつけるかどうかという点になりまします、これは給与法に基づきまして人事院が判断いたすことであります。

○西村(力)委員 現在の人事院のあり方を見ますと、当初の任務とか性格とかいふことから非常にばけてきたと

いうことは、これはすべて認めることろであります。こういう問題については、国家公務員全体の立場を守る人事院として、毅然としてこの問題の検討にあたっていただきたい。それから、こういう給与上の予算を組んでも、実際にこれを執行しない、こういうようなこともあり得ると思う。今まではそういう例がございいますか。

○瀧本府委員 そういう例もございいます。たとえば昨年、これは執行しなかったというわけではございせんが、国家公務員の隔遠地手当の予算をとったのでございいます。ところがこれは僻地教育関係でお考えになっております。隔遠地の手当に比しまして、その支給率は同じでありますけれども、そういうところの該当した支給格付基準と申しますか、それがよほど違っておった、その間に阿者アンバランスがあつたので、これをそのまま実施することは適當でない、そのように考えましたので、人事院は実施をすつとおいまして、その間、文部省のおやりになつておりましたのであります。これは三十五年度から、文部省のおやりになつております。僻地教育関係の隔遠地手当の額と、大体同程度のものがいただけるような目安が現在ついておるのでございまして、そういうことと関連いたしまして、その増額実施ということはずいぶんおくれて、こゝしに入りまして実施した、こういう例がございいます。

○西村(力)委員 人事院として、この問題は事前に話されたということはない、予算を組まれたことによつて、それをどう理由づけるかというように、今苦慮されておるのが実態ではないかろうか、こゝ私が見るのですが、こ

れについて、今教頭に管理職手当を出すのが妥當であるかどうかという結論は示すわけには参らない、こういう工合に思ふのですが、今の点、この問題について先に人事院に相談があつたかどうか、今どういう検討をされて、いつごろになればその結論を出されるか、そういう点についてはどのような工合に考えていらっしゃるのですか。

○瀧本府委員 この教頭に文部省が管理職手当をつけたというところは、ことに始まつたことではないのでございまして、去年も予算要求を、すなわち三十四年度の予算要求もされたように私は記憶いたしておるのであります。人事院は各種の国家公務員の手当等につきましては、各省の要求を聞きまして、これを一応人事院の立場において適當かどうかということとを判断いたしまして、大蔵省の予算当局と、そういう意味において、人事院はこういうものにつけることは適當であると思ふ、従つて予算をつけてもらいたい、こういう話を予算の前になつたのでございいます。そういう意味において、各省からいろいろな要求が人事院に出ているのであります。同様の話が文部省からあつた、それ以上の話はなかつたように記憶いたします。

○西村(力)委員 これでやめますが、こういう無理な管理職手当を教頭にないろな問題点、たとい文部大臣が教員である者は金なんか左右されずに、こういうことを申されても、たといそれは少額であっても、やはり金というもの、一番人間の心を動かすものでございまして、こういうことは、国家の将来を考えたときに、慥々にやるべ

きことではない。こういうことによつて職場に発生するいろいろな事態——決して一体的なものでなくて、むしろ反発、反目、あるいは心の交流といふものがその線において断ち切られる、こういうような事態が必ずこれから発生する。教育の形は整うけれども、そのほんとうの熱情のこもつたしんがない、こういうことになっておる、こういう工合に私は非常に憂えておるのであります。金をもらふことに反対するわけじゃない。そういうことなら、全体の人にやるべきだ。そんなことで政策的に教育の場にくさびを打ち込んでいくようになることは、私たちとしてはよい結果をもたらすものではない、こ

うはつきり考えておるのであります。法的に言ひましても、教頭は校長を助け、校務を整理する。しかし、助け、なんて言つたら、すべての教員が助けられている。その仕事の本来は教諭といふれば、校務を整理する。整理するといふことが管理職であるなどというものは大へなことだ。そういう点から、法解釈においてもまことに無理がある。私たちには思つております。だから、結局万人が認める通り、これは日教組対策だ。日教組対策で教育政策をそういう面によつていくといふことは、これは日本の政府としては、やはり正しいことではないと私は思ふのです。

いろいろお尋ねしましたが、そういう点からいって、私たち望むらくは、最後の人事院の特別調整額の指定によりこれが保留されることによつてこの問題は押えられていくべきだ、今までもそういう工合に例もあるのだから、予算が組まれてもこれは正しくないとい

うことになれば、その調整ができるまでは執行をしないという例もあるのですから、そういうような工合にむしる期したい、それは本質ではありませぬ。私たちはできるならば文部大臣の良識によつてこのことが再検討せられることを望むのであります。私はこういう問題から発生する教育の行き先というものを考えて非常に憂えておるというものであります。それだけを申し上げまして私の質問を終わります。

○大平委員長 長谷川保君。
○長谷川(保)委員 当面緊急の問題を二、三伺ひまして、あとまた文教政策の重要問題について伺ひたいと思ひます。
まず第一に伺ひたいのは文化財の關係であります。新聞によりますと、松島に八十メートルの観光タワーを建てようとするものがあつて、これは松島観光開発会社なるものであります。が、昨年の秋に国の文化財保護委員会の許可なしに着工して、途中二回も文化財保護委員会や宮城県から工事停止命令が出されたけれども、工事はどんどん進められて、二十五日まで半分の高さができてしまつた、こういうこととあります。一体この事情はどうなつておるのか、許可なしにこういうことが、文化財といたしましてのいわゆる名勝記念物といわれております。二回も政府の機関でありますところの文化財保護委員会が停止命令を出したにかかわらず、工事はどんどん進められておる。まことに不屈き話だと思ふのでありますけれども、どういふ事情であるか、その事情を承りたい。

○松田国務大臣 これは正確を期する

ために岡田事務局長に答弁いたさせます。
○岡田府委員 昨年の八月に松島観光株式会社の社長である坂井という者から、名勝松島に展望のためのタワーを設置したい、従つてその許可を願ひたい、こういう申請が参つたわけでありまして。そのことにつきまして文化財保護委員会におきましては慎重に審議いたしまして、十月二十二日名勝部会——文化財の専門審議会の名勝部会を開きまして、その部会におきまして不許可ということに意見の一致を見ただのであります。そうしてそのことは十月二十四日文化財保護委員会におきましてこれを確認いたしました。不許可処分をいたしたということでございますが、県の知事が来られまして、県の立場をいたしましては観光の見地からいってむしろこれは県としては賛成しておつたのではないかと、そういう立場にあるのであるから、さらに再検討して申請書を取り下げるようにいたしたい、こ

ういふ知事の申し出がございまして、その申請書は十一月五日に返戻したものであります。その後本年になりましてから県の方から報告がございまして、その坂井という社長から無許可のまま、許可を得ないままに工事を始めておる、こういう報告が本年の一月にございまして、それは突にけしからぬことであるといふことで、直ちに県の教育委員会に対してその工事の中止命令を出しております。その後県におきましては、二回あるいは三回にわたりました、あるいは文書あるいは口頭でもって会社に対してその工事の中止命令を出しております。さらに、これは建築基準法の上から見まし

た

ターにいたしておる地区でございます。従って、ヘルス・センターは私どもは認めたのでございますので、ヘルス・センターに普通必要な施設なら

ば、たとえば宿舎を作るとかヘルスセンターとしての必要な建物を建てるといふことならば、これは差しつかえないが、かように飛び離れた、高さの

非常に高い新しいものを加えることはいけない。また、かようなものをもう許すならば、次々と餽光ということに名をかりまして、いろんな新しい不純

て、結局本来の名勝の質がそこなわれ
る、かような見地から、これは許すべ
きではないというような考えを持つて

地元といましては、観光という見地から、お客様がたくさん集まれば、それで結局金が落ちて、にぎやかになる。名物の酒類も、人を集める

になつて、名勝の価値も多くの人々に賞美されるからよろしかろう、かような見地でありまして、この点は私どもとは全く反対でございます。県でさう

うな考えを持っておりました関係上、県の専門審議会では差しつかえなからうという結論を出され、また県の方で差しつかえないという意見で文化財の

方に参ったのでございまして、その間に意見の相当の開きがございました。その間隔を縫いまして、申請者が工事をはじめたという、これは特殊な事情でございまして、

さいまして、普通ならは男の方と考
 どもの方とさように考え方の開きが立
 ることはないのですが、さよ
 うなケースの間隙を縫って業者が不法

行状をしておる。ごさいのな聖書でございます。

私どもいたしましたは、やはりこ

一三

これは文化財保護の見地に立ちまして、どこまでも、専門審議会なり文化財保護委員会が反対いたしましたならば、それに従ひまして、その趣旨を貫くようにいたしたい、かように考えております。従つて業者に対しては、県を通じ、たびたび中止の勧告をいたしております。また、この問題につきましては、県知事が非常に心配をされておられ、何とか一つ早くこの問題を私どもの方で解決したいと非常に苦慮をされておられ、何か案でも持つて最近来られるというような話もござい

ます。県の知事の考え、あるいはまた業者の出方を見まして、もしこれ以上不法行為が続くというようなことでありますならば、これは直ちに法の命ずるところに従ひまして、あるいは罰則、あるいは原状回復命令というような措置もとりたい、かように考えておる次第でございます。

○長谷川(保)委員 私どもの想像するところでは、おそらく松島観光なるものをやっておるのは坂井という有力な人でもあり、そして県内の有力者を利川して、県の教育委員会に圧力をかけていると思うのです。そして、あるいは県の観光課あるいは商工課等々に、おそろく圧力をかけてこれをやるといふことになっておるようでもあります。その裏にはいろいろくさいものがあるだろうと思うのでありますけれども、こんなことで押し切られたらだめですから、文部大臣、これは一つしつかりしてもらいたいと思う。こういう日本三景の一つであり、ことに自然の美しさというのを非常に大事にするのがこの松島の特長であります。それをむざむざこんな一新聞に載っている写

真で見ますと、ずいぶんでたらめな、いかげんな、松島の景色とはおおよそそぐわなような塔のように見えるものでありますけれども、こういうようなものを建てられて、押し切られては困ります。もし、この松島観光なるものが、原状復帰の命令に應じない、命令を出しても応じないというときには、文化財保護委員会というのはどういう手があるのですか。

○岡田政府委員 ただいま申しましたように、原状回復命令というものが法によって出せることになっております。この様子によりまして、もし必要があるならば、そのような命令を出す。その場合には、申請者は、みづからその施設を取り払いまして、原状に復さなければならぬ、かような義務があるわけでございます。

○長谷川(保)委員 私が聞きたいのは、それに向こうが服さなかったらそのときはどういう手があるか。一万円以下の過料なんということが書いてあるようですが、そんなことではどうにもならぬですね。命令に服さないときにはどういう手があるのですか。

○岡田政府委員 罰則の方は、ただいま過料という言葉がありました。過料の規定は、無許可で原状の変更をした場合に三万円以下の過料でございます。もう一つ別の規定がございまして、史跡名勝天然記念物の原状を変更して、これを滅失した場合、あるいは喪失に至らした、毀損したという場合には体罰もしくは罰金でございます。そのいずれに当たるかは、事案によりまして判定しなければなりません。が、ちよつとむづかしい問題で、ただいまいづれに当たるか申し上げられま

せんが、さような罰則があります。その判定の権限は裁判所にありまして私どもにはございません。それから原状回復命令の方は、もしその命令に従わないということになるならば、直接強制執行の方法もござい

ます。

○長谷川(保)委員 多分県の方も有力者に圧迫せられて動かされて、こんな大きなものが半分も建てしまった。八十メートルのものを四十メートルも建ててしまったというふうなことになる、非常にむづかしい段階にきておると思うのです。しかしこういうことはもととずいぶんいいかげんな、手続をしないでやってきておるわけでありまして、あるいは観光課あたりの了解を得た程度でやってきておるんじゃないかと思うのですけれども、こういうことがくずされまして、次々に草山のところの問題がずいぶん問題視されましたけれども、なかなか手回がかつたし、またその間にいいかげんになつてしまったと思うのです。原状回復したというふうなことを河井文化財保護委員長は報告していらつしやい

ましたけれども、ずいぶんいいかげんになつてしまつたんじゃないかと思うのであります。私も現場を見に行つたことがありますが、私も、こういうことがあつたにすぎませんと、商魂たくましい者どもがいよいよ文化財を破壊しますから、この点は文部大臣におかれども腹をくくつてあくまで文化財を守つてもらいたいと思ひます。なお総じて文化財保護委員会におかれまして、十分嚴重な態度で臨んでいただきたいということを希望いたします。

ついでに、この間東大で保存しておりますのは、おがき出されたという問題がありました。この問題も、盗み出した伊藤和夫なる者が、そのはにわに足を付けたらなんかつたということでありまして、これも、これまた、そういうものが盗まれて長い間知らないでかつたということでは相済まないと思つたのであります。これはどういふ事情ですか、簡単にけつこうでありますから御説明願ひたい。

○岡田政府委員 その前にちよつと先ほどの問題でございすが、ヘルス・センターの付近にいかなる形におきまして、も一切建物を建ててはいかぬという態度はとつておりません。たとえば宿舎、宿舎に必要な程度のたとえば展望台程度のものでもありません。しかしながら現在の申請が、あります。第一回、第二回、いずれの申請もほとんど大同小異でありまして、かようなものは認めない、かような立場をとつております。いかなる意味においても施設を利用させないという意味ではございせん。従ひまして、今後もし文化財保護委員会でも許可できそうな案でも出ましたならば、それはあらためて検討したいという態度をとつておるわけでありまして。

それから、はにわの問題でございす。東大に保管しておりましたはにわの女子像が去年の秋ごろから紛失いたしました。行方不明になつたという事実を、十二月でありましたか、東大で発見いたしました。直ちに警察当局に連絡をいたしました。警察当局から全

が出て参りました。その結果千葉市の伊藤和夫という東大に出入りしていた者でございすが、これが盗み出し、そして東京の杉並区美術商の木村という者に売つたというところでございす。かようなことは非常に遺憾なことでございまして、大学当局の管理に非常に欠陥があつたことは申すまでもありませんが、このことに対しては、直ちに各大学、博物館あるいは研究所等々ような文化財を保管しておりますものに対して嚴重なる警告を發して、今後の管理の万全を期したいと考へておる次第であります。すでにさような警告も發しております。なお場合に

よりましては管理が非常に不十分なところでありまして、これはむしろ国立博物館に所管がえをして、そこに安全に保管するのがよろしかろうというふうなことも考へておる次第でございす。

○長谷川(保)委員 ただいまのは地方の文化財及び大学等の機関で扱つてゐるものでありますけれども、次に伺ひますのは、文化財保護委員会直接のものであるものであります。一昨年であつたと存じますが、私の記憶が違つておるかもしれませんが、田無でありましたか、民俗博物館を拝見いたしました。私はそれを拝見いたしました。私も外国へ参りますたびに、また国内に旅行いたしましたときに、あちこちの博物館、美術館をよく拝見いたしたのであります。あの田無の近くの保谷の民俗博物館を見まして、あそこに収蔵してありますいろいろな民俗学的に見て非常に貴重なものを見て驚いたのであります。たとえば中共に参りました。あ

はシカゴ、ボストンでもあいうたぐいのものを見ましたけれども、そういうものと比べて、価値から申しまして決して劣らない、実に貴重なものが集めてあることに感心をしたのであります。同時に寒心しましたのは、寒い方の寒心でありますけれども、あまりにも収蔵の方法が粗末である。博物館というのか何というのか、家は全く大工小屋程度の——家を建てますときに大工が建てます大工小屋程度のバラツクといつて差しつかえない。しかも雨風等の用意はほとんどできておらぬというのには驚いたのであります。その際文化財保護委員会の方からも、何とかこれを適當なところにやり直してもらいたいという非常に強い要望があったのであります。私はもっともだと思ったのですが、文部大臣もお忙しからあるいは見ておられないかと思ひますが、これをこらんなったことがございませうか。

○松田国務大臣 見ておりません。

○長谷川(保)委員 ぜひ一度ごらんになっていただきたい。当時私は文部大臣に——灘尾さんのときだったかと思ひますが、申し上げたことがありますが、至急これは手を入れてほしい。ああいうものをあやうておくということは国の恥でもあります。あるいは国民の恥でもあります。ああいうものは散逸したらいけないし、行つてみまうと出なだ食つてこわれているようなものもだぶありました。これは実に惜しいです。当時、できるならば九段の前の遊就館に移したならばどうであらうか、民族の歴史を語つておるものがありますから、あそこならば場所柄として非常によいのではないかと、われわれ

れの民族の中で国家のために動員されてなくなつた方々が行きまします、また外国から見えやすいお客さんたちも、あそこなら非常に便利でありますし、またいづれ外国の無名戦士の墓といふものに近いものがあるところでありますから、民俗博物館を移転するには非常によいところだ。ただ、当時一保険会社が使つておりました。その保険会社は今どうなつておるか存じませんが、これはぜひ一度ごらんになるとも、すみやかに十分な手を入れていただきたい。あれを十分整理いたしまして、一つ一つの非常に優秀な、日本の誇りにするべきな博物館になると思ひます。これはぜひとも文部大臣におかれどもごらんになつて、すみやかにそれに対する対策を立てていただきたい。内容は非常に重要なものであります。このことを深く要望する次第であります。今日あればどうなつておりますか、現状を伺いたい。

○岡田政府委員 保谷の民俗博物館は學術団体でありますところの日本民俗学会の付属施設ということで、日本民俗学会が民俗博物館といふことになつております。中にありますものは非常に多量なもので、お話の通りでございます。ただ管理が非常に悪い、実に危険であるといふことで、何とかこの管理を整備したいといふこととで、これはむしろ文部省の大学學術局の學術課の方の御所管になるかと思ひますが、いろいろ心配いたしておりますが、文化財保護委員会として、むしろ国立の民俗博物館を作つ

た方が根本的解決になるのではないかと、いろいろな考へで、ただいまお話のありましたように、遊就館その他いろいろ施設を物色したこともございませう。私も物色したことは、国立の民俗博物館を作りまして、そこにありますような品物を収蔵する、あるいは全国にありますが、かような民俗資料を展覧したい、かような考へを持っておりますが、いまだ遺憾ながら具体的な実現に手のついてないのは非常に残念だと思ひます。将来は早くそういうふうになつてほしいといふ考へはたゞいまも持つておる次第でございます。

○長谷川(保)委員 これはぜひやつていただきたいと思ふ。民俗学会がやつておつた、確かにそうでした。けれども、民俗学会といふものはどういふ団体か十分に存じませうけれども、ぜひ国がああいう博物館といふものを——これは非常に必要です。あそこを集めてあるようなもの大部分は国立博物館に行つてもありません。今上野へ行こうとどこへ行こうとありません。ああいうたいの博物館といふのは私は非常に必要だと思ふ。これは一つぜひ文部大臣、近いうちにごらんになつて、これをお作りなさいませ。これはあなたがお作りになつて、後に名をなす仕事の一つだと私は思ふ。だからぜひお作りなさい。それくらいの見識は大蔵官持ちのほうだから、ぜひ至急ごらんになつて、やつていただきたい。このことを深くお願いしておきます。

いづれにいたしまして、このようない問題一般を通じて、国の文化財に対する考へ方といふものが非常に不十分であるのではないかと、ことに文部

省当局が直接の責任でありますけれども、こういうものに対する価値を十分に認めるということについて、きわめて不十分ではないかといふように私は考へるものであります。今日こういうよくなるものを非常に重んじていくことは、単に復古主義といふようなことではなくて、大よそ民族の文化といふようなものを考へる者にとりましては、きわめて大事だ。そういう点が非常に足りないと思ふ。だからぜひ貴重なもの、が外国に流れたり、あるいはいふん、棄損され、破棄されたりしているのではないかと、これらについて一つ大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○松田国務大臣 いろいろ文化財のことについて御心配にあつたり、また鉄道の沿線その他至るところにおける広告、国立公園、いろいろのコーマシヤリズムの前に、日本の景色や天然のものが多くじゅうりんされていふようなことに対しては、全く私も長谷川委員と憂いをもともにするものであります。早くからこのことについては、外国の事例などになつて、運輸省その他の方面とも話したようなことがあつたのであります。これは何か特別な措置を講じて、きれいな国土をできるだけに美しく保存していく、それは国民一般の情操の上からも最も必要なことであり、このことに対しては、全く同感でございます。

ところで文化財の保護、修理、その他さらにこれを大いに国民の前にあらはせ、海外に、広く展示また宣伝していかねばならぬことも非常に大事であるし、そういう点から申しまして、国民一般の文化財に対する認識を

深めていくということも、どうしてもやらなければならぬ。ところがわずかの予算をとるについても非常に難儀をいたすのであります。文化財の保護については、極力今度もその必要性を説いてやつたのでありますけれども、依然としてなかなか困難であり、遺憾に思つてゐる次第であります。今後は何とか一つ適當な処置を講じて、御趣意のあるところを実践に移していきたい、かように考へておるわけでありませう。

○長谷川(保)委員 これらの点は今の河井文化財委員長も非常に嘆いておられたことと聞いています。災害復旧等がありまして、全部で一億九千万円だそうでありまして、博物館等に重要な美術品を一つ買おうとしても、どうしようもないといふようなことを嘆いておられました。どうかこういう点につきまして今後十分認識をせられて、予算その他について十分措置せられるように望みます。

もう一つ緊急の問題を一つ伺つておきますが、静岡県に非常に風しんがはやつておるといふことであります。非常にはやりました。学校の休校あるいは学級閉鎖等が続々として出ているやうであります。あるいはまた大阪におきましては、流行性感冒がひどくはやつてゐるやうであります。学校の子供たちが非常にかかつておるやうで、集団発生しているやうであります。事情はどんなやうでありますか。それに対してどんなやうな手を打つておられますか。わかりましたら……。

○内閣(警)政府委員 これは体育局長管のことでございますので、体育局長

が参っておりませんから、あとで連絡しておきます。

○長谷川(保)委員 それでは緊急の問題は一応この程度にしておきます。そしてまたあとで……

○西村(力)委員 文化財関係で、去年久留米がすりの問題で、一人の残されたおばあさんが自殺をしたという問題が、この委員会問題になりましたが、あれに基づいて、ことは少し予算を増額した。七百九十万円くらいですか、微々たるものでありますが、いささか増額したような工合に見えておるのですが、あのとき問題を取り上げた立場から、今後あの予算をどういう工合に執行され、そうして無形文化財保護の道がどんな前進を示しておるか、伺いたい。

○岡田政府委員 久留米がすりの問題に端を発しまして、無形文化財の保護ということについて非常にやかましくなっております。あの問題につきましては、特に製作いたしましたものが原価にも合わない、つまり製作原価を割って売らなければそれが売れないというような状態のものが、実は三つございまして、それが文化財に指定いたしました久留米がすりと結城つむぎ、それから越後ちぢみの三つでございます。この三つはいずれも団体指定と申しまして、多くの人が製作をいたしております。いずれも機械生産の同種のものに押されまして、ほとんど利益が伴わないのみか、むしろ損をしておる。従ってかようなものを保護するためには何らかの措置をとりたいということ、大蔵省に予算を要求いたしました。要求は七百万円でございまして、実際は三百万円という大蔵省の査

定を受けて、ただいまのような状態になつておるわけでありまして。これにつきましては、それぞれ保存団体を作つてもらおう。たとえば久留米がすりなら久留米がすりの保存団体というものを作つてもらひまして、その地区において優秀なる何人かを指定して製作させる。それに対して製作補助、あるいは厳密には損失補償の意味になりますけれども、製作補助ということで補助金を出し、それに対して、県におきましても市におきましても、やはり相当な補助をする、かような仕組みになつておる次第でございます。それは特に死亡のおそれのひどいものであります。あるいは記録の作成、つまり製法をそれぞれ分解いたしまして、それを写真にとり、あるいは記録をとる。あるいは製品を国で買い上げるというようなことをいたす。あるいはまた作品の展覧会を開くための補助金を出すと

いうような、いろいろな手段を講じておりますが、遺憾ながら予算が至つて少のうございまして、今後予算の増額にさらに一段の努力をいたしたい、かように考えております。

○西村(力)委員 要求の半分だとしますと、ああいう人が結局は生活苦から自殺をしたということになりますので、生活保障ということが重点にならなければならぬと思うのです。要求の半分だと、半分しか生活保障にならない、こういうことにもなるのでございまして、生活保障でという点と、それから伝承という二つの点が一番大事だと思ふのですが、その点に対する見込みはどうですか。

○岡田政府委員 伝承の問題につきま

しては、これは全部ではございせんが、無形文化財のうちで必要なものにつきましては講習会形式の後継者養成所というものを作りまして、それに対して国庫補助を与えるということがございまして。久留米がすりはまだそこまですべて参つておりませんが、これは将来さうにしたいと考へております。

○西村(力)委員 生活苦から自殺の道を選ぶというようにいふことがないようにする、その点はどうかですか。

○岡田政府委員 生活苦から自殺したというふうないろいろ新聞等で報ぜられておりましたが、実際は必ずしもそうでなくて、主人がなくなつて、その他いろいろな原因でもって自殺した、一種の神経衰弱というふうな報ぜられておりますが、いづれにいたしましても無形文化財保持者であるために非常に精神的負担をこうむつて、それが自殺の一つの原因になつたというふうには考へます。生活の補助という意味合

いでは無形文化財保存の補助金を出しにくいのでございまして、これはやはりどこまでも無形の文化財の保存に必要な助成ということになりまして、作品の制作に対する補助という意味合いで予算を出しておるわけでありまして。しかし、そういたしますならば自然それが生活の保障にまで充てられるという結果になるのでありますから、今後さらにできるだけの努力をいたしたいと思ひます。

○西村(力)委員 生活の保障とか補助という形では出せないでしうけれども、重点はやはりこうやつていろいろな形でこれを守つていけば生活上の心

配がなくなるという、これをやはり一番大事な問題として考へていかなければ僕はいかぬと思うのです。いろいろ、連れ合いがなくなつた苦しさとか、精神的な圧迫とかということもあるでしうけれども、要は生活苦だろ

うと僕は見ているんですよ。そういう点十分一つ今後とも努力を願ひたいと思ひます。

○大平委員長 次会は来たる三月二日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十三分散会